

建築確認の審査区分

砂川市は、建築基準法第97条の2に基づく、**限定特定行政庁**であることから、審査できる建築物の規模などの区分は下表のとおりです。

用途・構造	面積等	限定特定行政庁 (砂川市)	特定行政庁 (北海道)
《特殊建築物》 (映画館、病院、ホテル、 共同住宅、店舗等)	床面積	200㎡以下	200㎡超える
木造	階数	2以下	3以上
	床面積	500㎡以下	500㎡超える
	高さ	13m以下	13m超える
	軒高さ	9m以下	9m超える
非木造 (鉄骨造、RC造、 混構造等)	階数	1以下	2以上
	床面積	200㎡以下	20㎡超える
煙突	高さ	6m超え10m以下	10m超える
広告塔、看板	高さ	4m超え10m以下	10m超える
擁壁	高さ	2m超え3m以下	4m超える

(注)

道が審査するもののうち、本庁確認となるもの

北海道では、札幌市などの特定行政庁及び指定民間確認検査機関が取扱う建築確認申請を除き、すべての審査を支庁で行っていましたが、平成19年の改正建築基準法の施行以降以前に比べ審査に時間を要していることなどをふまえ、平成20年1月から法6条第1項3号建築物(木造以外の建築物)で一定規模を超えるものの新築、増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替え又は用途変更の確認申請については、確認審査の効率化や迅速化を図るため、本庁(建設部建築指導課)で審査を行っています。

《対象となる規模》

- ・建築物(木造以外の建築物)で1,000㎡を超えるもの又は6階以上の新築、増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替え又は用途変更の確認申請については、
(1件の申請に上記以外の建築物や建築設備が同時に申請される場合も含まれます。)
- ・法第85条3項及び5項に規定する仮設建築物の許可申請
(木造以外の建築物で1,000㎡を超えるもの又は6階以上の建築物に限る。)